

# 泉崎村人事行政の運営等に関する状況

村政に対してより一層のご理解をいただくために、「泉崎村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

(なお、ここに用いている数値は、平成23年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」および「地方公共団体定員管理調査」などを基にしたものです。)

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員採用の状況（H22.4.1～H23.3.31）

	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

(2)職員退職の状況（H22.4.1～H23.3.31）

(3)部門別職員数の状況と主な増減理由（平成23年4月1日現在）(単位:人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
一般行政	議 会	2	1	-1	退職による減
	総 務	16	15	-1	人事異動による減
	税 務	6	4	-2	人事異動による減
	労 働	0	0	0	
	農林水産	5	4	-1	退職による減
	商 工	1	1	0	
	土 木	3	5	2	人事異動による増
	民 生	13	13	0	
	衛 生	4	4	0	
小 計	50	47	-3		
特別行政	教 育	26	26	0	退職による減（1名） 人事異動による増（1名）
	小 計	26	26	0	
公営企業等会計	水 道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	10	10	0	
	小 計	12	12	0	
合 計	88	85	-3		

※白河地方広域市町村圏整備組合に1名派遣

## 2 職員の給与の状況

### 1 総 括 (1)人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 21年度の人件費率
22年度	H23.3.31 6,851人	千円 3,789,355	千円 94,958	千円 735,706	% 19.4	% 20.9

※人件費には、特別職に支給される報酬、退職手当組合負担金等も含まれています。

#### (2)職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費			一人当たり給与費 (B/A)	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		計 B
22年度	人 73	千円 281,293	千円 21,311	千円 102,195	千円 404,799	千円 5,545

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
泉崎村	318,368円	342,356円	45.1歳月	285,855円	299,855円	54.7歳
国	327,205円	397,723円	42.3歳月	－	－	－
福島県	350,187円	362,693円	43.9歳月	－	－	－

(注) 1「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
2「平均給与月額」とは、給与月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

#### (2)職員の初任給の状況

(23年4月1日現在)

区 分	泉崎村	福島県	国	
一 般 行政職	大学卒	175,100円	175,100円	172,200円
	高校卒	142,500円	142,500円	140,100円
技 能 労務職	甲	152,600円	－	－
	乙	137,200円	－	－

(注) 1 財政再建のため、上記の額から5%減額した額を支給する。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### 一般行政職の級別職員数

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主 事	主任主事 主 事	主任主査 主 査	課長補佐 専門主任主査	課 長	参 事	
職員数	0人	3人	35人	13人	9人	0人	60人
構成比	0%	5.0%	58.3%	21.7%	15.0%	0%	100%

(注) 1 泉崎村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

### 4 職員の手当の状況（全職員）

(1) 期末手当・勤勉手当（23年4月1日現在）

泉 崎 村	福 島 県	国
一人当たりの平均支給額（22年度） 1,330千円	－	－
(22年度支給割合) 期末手当 2.55月分 6月 1.250月分 12月 1.300月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.55月分 6月 1.250月分 12月 1.300月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 6月 1.250月分 12月 1.350月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(2)退職手当（23年4月1日現在）

泉 崎 村	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%～20%加算	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%～20%加算

#### (4)年齢別職員構成の状況

(23年4月1日現在)

区 分	職員数
20歳未満	0人
20歳～23歳	0人
24歳～27歳	0人
28歳～31歳	2人
32歳～35歳	8人
36歳～39歳	16人
40歳～43歳	13人
44歳～47歳	7人
48歳～51歳	12人
52歳～56歳	24人
57歳～59歳	3人
60歳～以上	0人
計	85人

### (3) 時間外勤務手当

決算統計より

22年度	支給実績	6,947千円
	職員1人あたり平均支給年額	78,940円

### (4) その他の手当

(23年4月1日現在)

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人あたり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	▶配偶者 13,000円 ▶配偶者以外扶養親族1人につき 6,500円 ▶配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ▶満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	—	14,156千円	272,221円
住居手当	▶自ら居住するための住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員(借家・借間) 100円～27,000円	異	▶自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家・借間) 100円～27,000円	1,568千円	313,680円
通勤手当	▶交通用具(車等)利用者 通勤距離に応じて 2,500円～48,400円 ▶交通機関等利用者 (支給単位期間の運賃等の額の合計額を月数で除して得た額が58,000円を超える時は58,000円との差額の2分の1を58,000円に加算した額)	異	▶交通用具(車等)利用者 通勤距離に応じて 2,000円～24,500円 ▶交通機関等利用者 運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額	4,669千円	74,106円
手管理当	▶参事 6級1種 42,600円 ▶総務課長 5級1種39,600円 ▶その他の課長 5級2種31,800円(定額制)	異	一般行政職の場合4級5種45,400円～10級1種139,300円	3,992千円	399,211円
手寒冷当	▶扶養親族を有する世帯主である職員 17,800円 ▶その他の世帯主である職員 10,200円 ▶その他の職員 7,360円	同	—	5,720千円	71,500円
手宿日当直	▶一般の宿直 平日 4,500円 土曜宿直 6,750円	異	▶一般の宿直 平日 4,200円 土曜宿直 6,300円 ▶医師の当直 平日 20,000円 土曜宿直 30,000円	0円	0円
務夜間勤	正規の勤務時間として、午後10時から翌日5時までの間に勤務した職員に対して支給 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同	—	0円	0円

## 5 特別職の報酬等の状況

(23年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	村長 548,000円
	副村長 265,500円
	教育長 481,500円
報酬	議長 280,000円
	副議長 225,000円
	議員 203,000円
期末手当	(支給割合) 6月期1.40月分 12月期1.50月分 計 2.90月分
	議長 副議長 議員
退職手当	任期毎 在職月方式
	村長 48/100
	副村長 29/100 教育長 20/100

## 6 年次休暇の種類

- 年次休暇 ○病気休暇 ○介護休暇 ○育児休暇
- 特別休暇(産前、産後休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、結婚休暇、忌引休暇、ドナー休暇、夏季休暇、配偶者及び子並びに父母の祭日休暇、災害又は交通機関の事故等による休暇、公民権行使のための休暇、公の職務執行のための休暇など)

## 7 職員のサービスの状況

地方公務員法に全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されており、次のような職務上の義務があります。

- 法令等及び上司の職務上命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

## 8 公平委員会に係る業務の状況

- 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし